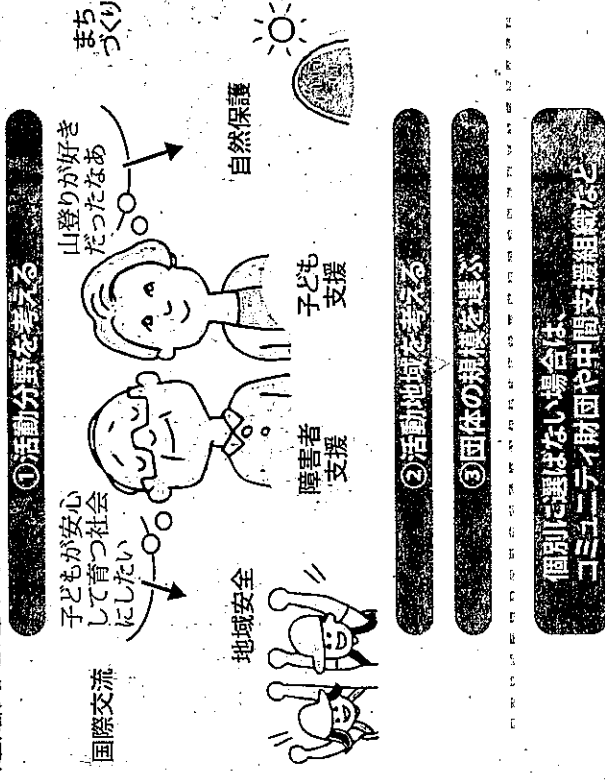


# くらしナビ 会 ライフスタイル

遺贈先を選ぶイメージ



## 「最期のお金 社会の役に」遺贈寄付

高齢になり、これまで蓄えてきたお金を死後に「社会のため」に役立ててほしいと考える人が増えている。遺言で財産を非営利団体などに寄付する行為を「遺贈寄付」という。有名な団体だけではなく、地域で活動するNPOにも目を向けてもらおうと「寄付の橋渡し」をすすめる「コミュニティ財団」も相談窓口を広げつつある。手続さや寄付先の決め方など遺贈寄付の現状取材した。【反橋希美】

# 人生の恩返し先は？

### ●おひとり様増加で

遺贈寄付は、①遺言による寄付 ②財産を相続した人が故人の遺志に沿ってする寄付 ③信託による死後の寄付——の総称だ。海外の紛争地などで医療活動にあたる認定NPO法人「国境なき医師団日本」(東京都新宿区)によると、2013年には57件だった受け入れ件数が昨年は97件と4年ぶりに倍以上に。公益財団法人「日本盲導犬協会」(東京都渋谷区)も、09年度では収入のうち遺贈寄付は15%だったのが、昨年度には35%を占めるようになるなど、知名度の高い団体を中心に寄付が増えている。

「遺贈寄付」最期のお金の活かし方などの書籍がある立教大研究員の星野哲さんは「背景には、

### ●困る 遺贈先選び

「私が死んだら、お金の一部はどこかに寄付するからね」兵庫県伊丹市の女性ひはは20年ほど前から、2人の娘にそれぞれ伝えてきた。

女性は、娘たちが大学に進学した後、海外のストリートチルドレン支援のボランティアに取り組

東日本大震災を機に寄付行為に関心が高まったことや、配偶者や子どもが相続人がいない「おひとり様」の増加があること指摘する。相続人のいない故人の財産は通常、国庫に納められる。星野さんは「国に取られるくらいなら、使してほしいところに財産を残したい」という意識が広がっているのでは」とみる。

### ●橋渡し団体に注目

関心の高まりから、みらいファンドのようなコミュニティ財団の活動に注目が集まっている。個人や法人から寄付を集め、資金や人材集めに苦勞しているNPOをサポートする。多くは公益財団法人など寄付金が税制優遇措置(寄付金控除)の対象になる団体。遺贈寄付を積極的に受け入れようとする税理士や弁護士ら専門家と相談窓口を設ける団体が増えつつある。

「普段お世話になっているから、地元で頑張っている介護分野の団体に貢献したい」「地域の経済的

そんな時、新聞記事で遺贈寄付の普及に取り組む一般社団法人「全国レガシーギフト協会」(東京都港区)を知り連絡。紹介を受けて協会に加盟する公益財団法人「みらいファンド沖縄」(那覇市)に相談した。ファンドが運営する平和活動や研究への助成基金への遺贈を考えており、女性は「今年中にも方向性を決めたい」と語る。

遺贈寄付の相談先例  
一般社団法人全国レガシーギフト協会  
東京事務所 03・6402・5610  
岡山事務所 086・224・0995  
→各地の相談窓口をつくるネットワーク。サイトで専門家のQ&Aも紹介している  
公益財団法人日本財団「遺贈寄付サポートセンター」 0120・331・531  
→遺贈先の選定サポートや基金設立、事業立案など幅広く担当(活動地域・海外、全国)  
公益財団法人パブリックリソース財団 08・5540・6256  
→100万円からオリジナル基金を設置。思いや個人史をパンフレットにできる(全国)  
【コミュニティ財団】  
公益財団法人ひょうごコミュニティ財団 078・380・3400 (兵庫県)  
公益財団法人みらいファンド沖縄 098・884・1123 (沖縄県)

津村さんが愛用するボンド。単3電池2本で動く

れがすぐく自分に合った機種を2台、メモするのにはスマホに使用した機種が快適で同じものを探して良かったので中古しかないものを探して何一タツチの具合にもいるんだと思っても自分でも気持ち悪くなら同じものを使わないと文章を書くことを、いうことはかり考え【三輪晴美、写真も】

に生まれない子どもを支援したいが、どんな団体があるか分からない。2年前に相談体制を整えた公益財団法人ひょうごコミュニティ財団(神戸市)にはこんな相談が舞い込む。

財団では要望を聞き取り、寄付者の名前などを冠した基金を新設したり、既にある基金を活用したりして遺贈寄付を受けている。直接、寄付先を選ぼうとする団体によっては多額の資金を受けられる体制があるが、寄付者の死亡時にまで活動が続いているかが分かりにくい。「基金なら、財団が信頼性の高い活動をしているNPOを選び、サポートすることで寄付者の意思を表現できる」と財団の実務代表は語る。

こうした基金の一例として財団は、兵庫教育大学教授で臨床心理士の故・有國博子さんが遺贈した寄付金約8000万円を、DV(ドメスティックバイオレンス)の被害女性らを支援する「有國博子基金」の創設を進める。被害者支援に取り組む団体や研究者を県内で公募し、数年かけて助成する。財

### ●公正証書で適切に

遺贈寄付をしようと決めたら、まずは遺贈先を考えよう。星野さんは「初めは活動分野の検討。これまでの人生の歩みを振り返って考えてみてはどうかと助言する。次に地域や規模を考え、候補を絞るイラスト参照。特定の団体を選ぶ、選挙を任せたい場合はコミュニティ財団などが選択肢だ。寄付金控除が受けられる団体かどうかは重要になる。

候補を選んだ後は、「一度盲導犬をして少額の“お試し寄付”をしてみるのがお勧め」と星野さん。後々も活動内容を誠実にレポートなどで伝えてくれる団体だと安心できる。

遺贈先が決まれば、寄付の方法を考えよう。遺言による寄付の場合は、公証役場をつくる「公正証書遺言」が形式の不備による無効の可能性を防げる。確実に遺言を実行するためには、弁護士ら信頼できる「遺言執行者」を決めておくことが大切だ。星野さんは「遺贈寄付は寄付者、遺贈先、社会の三方よし」の行為。気軽に専門家に相談してほしい」と話す。

団は遺贈寄付を10万円からでも受け入れており、実業代表は「地元の人から寄付を託す選択肢として見てもらえるよう実績を積みた」と話す。

全国レガシーギフト協会にはこれらの団体も含め、全国16団体が加盟。ウェブサイト(https://www.noekef.jp/)で遺贈寄付の知識や相談窓口を紹介する。